フリー支店に関する特約

お客さまは、GMO あおぞらネット銀行（以下、「当社」といいます。）が提供するフリー支店における口座（以下、「フリー支店口座」といいます。）を用いて取引を行う場合は、この特約（以下、「本特約」といいます。）の下記条項に同意するものとします。

第 1 条（本特約の適用範囲）

1．本特約は、お客さまがフリー支店において行うすべてのお取引において、銀行取引規定、円普通預金規定、およびその他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定および円普通預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約の間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。
2．当社とお客さまとの間では、お客さまがフリー支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各種規定も、フリー支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条（ご利用いただける方）

1．銀行取引規定第 1 条の定めにかかわらず、フリー支店口座の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第 1 条第 1 項の要件を満たし、かつ、フリー株式会社（以下、「freee 社」といいます。）が提供する各種法人向けサービス（以下、「freee サービス」といいます。）のアカウントを保有する日本国内における国内法に基づいて設立された法人のお客さまに限られます。
2．お客さまは、当社の他の支店の口座を開設されている場合においても、フリー支店において法人口座を 1 口座に限り開設できるものとします。
3．フリー支店口座の開設には、当社所定の専用ページからのお申込が必要となります。
4．お客さまが本条第 1 項を満たさなくなった場合、フリー支店口座を解約するものとします。

第 3 条（口座連携）

1． フリー支店口座の利用にあたっては、当社所定の初回設定手続きが必要となります。
2． 本条第 1 項に定める当社所定の初回設定手続き完了後、freee 社が提供するサービス内においてフリー支店口座の口座情報を登録いただく必要があります。

第 4 条（取扱時間）

銀行取引規定第 9 条に定める場合のほか、フリー支店口座のご利用においては、freee 社において障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、フリー支店における各種サービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を一時停止、または中止することがあります。

第 5 条（手数料）

1. お客さまが実際にお支払いいただく振込手数料は、フリー支店口座における当社所定の振込手数料に加え、freee サービスに係る利用料を含む金額となります。当社は同利用料を freee 社に代わって受領し、同社に対して支払います。手数料の詳細については、freee サービスの Web サイトをご確認ください。
2. 本条に定める手数料のうち、フリー支店口座における当社所定の振込手数料については、当社所定の Web サイト（提携サービス口座 freee サービス）をご確認ください。
3. 振込契約成立前に、本条に定める手数料の受領が当社において確認できない場合は、振込に係る契約は成立しないものとします。
4. 当社が受領した本条に定める手数料については、振込実行後は返還できません。

第 6 条（払戻し）

1. フリー支店口座からの払戻しは、提携 ATM からの払戻しによる方法のほか、当社インターネットバンキングのログイン後画面より、お客さまが払戻先の金融機関を指定のうえご依頼いただく方法により行うことができます。
2. 前項の方法のほか、freee サービスログイン後画面より、お客さまが払戻先の金融機関を指定のうえご依頼いただく方法により行うことができます。

第 7 条（取引認証の省略）

1. フリー支店における振込については、当社においては取引パスワードを利用した本人確認（以下「取引認証」といいます。）を実施しないものとし、freee サービスにおいて取引認証を実施するものとします。
2. お客さまは、自らの責任において、freee サービスの取引認証の設定およびセキュリティの状況について確認するものとします。

第 8 条（お客さまからの申し出による口座解約）

1. フリー支店口座の解約は、当社所定の方法により申し出を行うことができます。
2. お客さまが、freee サービスを解約された場合、フリー支店口座も解約いただく必要があります。

第 9 条（本サービスの終了）

1. 次の各号に該当する場合、当社は本特約を解約し、当社の銀行取引規定、円普通預金規定およびその他の当社所定の規定を適用します。規定の変更に伴い、ご利用可能な商品やサービスの内容が変更となります。また、お客さまの口座の支店名は当社が定める支店名に変更します。
   （１） freee 社が freee サービスの提供を終了する場合
   （２） freee 社の業務継続が困難となった場合
   （３） 前 2 号の他、やむをえない事由により当社の本サービスの継続が困難となった場合
2. 前項の定めによる本サービスの終了および支店名の変更を行う場合、事前にお客さまに通知します。

第 10 条（他の支店の口座および取引との関係）
お客さまがフリー支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第 11 条（規定の変更）
当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本特約の変更をする必要性が生じた場合には、本特約の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以　上
（2026 年 8 月 17 日現在）